

中小企業者等事業継続支援金 よくあるご質問

よくあるご質問では、中小企業者等事業継続支援金のことを「支援金」、中小企業者等事業継続支援金申請受付要項のことを「要項」と記載しております。

1. 支援金の対象となる事業者について

(要項で定める申請要件全てを満たしていることが条件です。)

共通

Q 1. 令和3年度に県から福井県版持続化給付金や経営改善支援金を受給していますが、支援金の対象となりますか。

A 1. 国や自治体からの給付金や補助金、助成金等の受給の有無は申請要件ではありませんので、対象となります。

共通

Q 2. すでに県から中小企業者等事業継続支援金を受給していますが、2回目の支援金の申請をしても対象となりますか。

A 2. これまでに支援金を受給した月以外で、令和3年の売上が30%以上減少している月がある場合は、複数回申請することができ、これまでに支援金を申請した月を含め最大6か月分(最大60万円)まで受給できます。ただし、一度、支援金を受給した月は受給額を問わず対象外となりますので、ご注意ください。

例えば、1回目の申請で令和3年2月(1か月分)の支援金を受給している場合、2回目以降は令和3年1月から9月のうち2月以外で最大5か月分の申請をすることができます。

Q 2-2. これまでに支援金を受給した月を忘れてしまいました。2回目の申請をする際に、すでに支援金を受給した可能性のある月を含めて申請してもよいですか。

A 2-2. 複数回申請する場合、原則、すでに支援金を受給した月は含めないようにしてください。ただし、すでに支援金を受給した月を忘れてしまった場合は、その月を含めて申請することもできます。この場合、申請内容の審査の結果、その月については給付対象外となりますので、ご注意ください。

法人

Q 3. どのような法人が支援金の対象となりますか。

A 3. 次の要件を全て満たす法人が対象となります。

- ①福井県の出資を受けている法人ではないこと。
- ②宗教法人または政治団体関係の法人ではないこと。

法人

Q 4. 中小企業基本法上に規定される中小企業ではないですが、支援金の対象となりますか。

A 4. A 3 の要件を全て満たす法人であれば対象となります。

協同組合、NPO法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人等も対象です。

法人

Q 5. 本社が福井県外にあります、福井県内に事業所がある場合は、支援金の対象となりますか。

A 5. 要項で定める申請要件②では「法人税の納税地が福井県内であること。」となっていますので、本社が福井県外にある場合は支援金の対象となりません。

個人事業主

Q 5-2. ①令和元年は県外で営業し所得税を納めていましたが、令和2年は福井県内で営業し所得税を納めています。支援金の対象となりますか。

②令和2年は県外で営業し所得税を納めていましたが、令和3年に福井県内に事業所を移転し営業をしています。支援金の対象となりますか。

A 5-2. 福井県内で令和2年分の所得税を納めている場合、または福井県内で令和3年分の所得税を納める予定の場合は対象となります。

県外で令和2年分の所得税確定申告を行っている場合は、確定申告書の写しに加え、現在、福井県内で営業をしていることが分かる書類を提出してください。

<福井県内で営業をしていることが分かる書類の例>

個人事業の開業・廃業等届出書の写し（届出の区分が「移転」のもの）、
住民票の写し（令和3年4月1日以降に発行したもの） 等

法人

Q 6. 法人格を持っていない任意の団体（人格なき社団）ですが、支援金の対象となりますか。

A 6. 法人税を申告している団体であれば、支援金を申請することができます。支援金の申請に必要な添付書類についてはチェックリスト（様式1-1）をご確認ください。

個人事業主

Q 7. 会社員ですが副業として事業を行っています。支援金の対象となりますか。

A 7. 所得税の確定申告を事業収入または不動産収入で申告している場合は、会社員も対象となります。

個人事業主

Q 8. 所得税の確定申告を給与収入と雑収入のみで申告していますが、会社との雇用関係は無く、フリーランスとして活動しています。支援金の対象となりますか。

A 8. 所得税の確定申告を給与収入や雑収入でのみ申告されている方については、令和2年の会社等との雇用契約によらない部分の給与収入および雑収入が、所得税の確定申告で申告している給与収入および雑収入の合計（公的年金等は除く）に対し5割以上を占めていることが要件となります。

この要件を確認するため、チェックリスト（様式1-1）「4添付書類（2）」に記載されている書類の代わりに、次の全ての書類を提出してください。

- ①令和2年分所得税確定申告書第1表の写し（給与収入または雑収入のみで確定申告しているもの）
- ②業務委託契約にかかる令和2年の年間売上（令和2年1月から12月まで）が分かる帳簿の写し
※提出する帳簿は、令和2年1月から12月までの毎月の売上が分かるものとし、年間売上が分かる箇所に必ず○を付けてください。
- ③フリーランスとして活動している部分にかかる全ての業務委託契約書の写し
※会社等との雇用関係が無いことの証明として提出してください。

なお、令和3年1月から9月までの何れか1月の売上と前々年または前年の同じ月の売上を比較する際には、業務委託契約にかかる部分のみの売上を比較することになりますので、ご注意ください。

個人事業主

Q 8-2. フリーランスとして活動しており、会社との雇用関係は無いのですが、業務委託契約を締結していないため、業務委託契約書の写しを提出できません。この場合、支援金の対象外となりますか。

A 8-2. 令和2年1月から12月までの間、申請者と会社等との間に雇用関係が無い旨を、会社等の代表者が証明した書類を提出してください。

書類には、会社等の住所、代表者の氏名、申請者が令和2年1月から12月まで会社等との雇用関係が無い旨、担当者の氏名、担当者の連絡先および証明した日を必ず記入してください。

書類の提出後、県から会社等に対し、申請者との雇用関係の有無について確認を行います。

2. 要項で定める申請要件について

共通

Q 9. 要項の申請要件③には「令和3年1月から9月までの何れか1月の売上が前々年または前年の同じ月と比べ**30%以上**減少していること。」とありますが、例えば、令和3年5月の売上が令和2年5月と令和元年5月のどちらの売上と比べても**30%以上**減少している場合、2か月分の支援金（**10～20万円**）を受給できますか。

A 9. 今回の支援金では、令和3年1月から9月までの何れか1月の売上減少に対する給付になるため、令和2年と令和元年（平成31年）の同じ月のどちらの売上と比べても**30%以上**減少している場合は、1か月分の支援金（**5万円または10万円**）しか受給できません。

共通

Q 10. 要項の申請要件④には「売上減少の要因が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであること。」とありますが、売上減少の要因が新型コロナウイルス感染拡大によるものとは、具体的にどのようなものを指しますか。また、証拠書類を提出する必要はありますか。

A 10. 例えば、休業要請等に伴う休業または時間短縮営業による売上の減少や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛の影響による売上の減少等が挙げられます。

しかし、売上減少の要因が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とは無関係の自己都合の休業や業績不振等については、売上減少の要因が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるとは認められないため、支援金を申請することはできません。（要項の「9 不正受給（2）不正受給の例」を参照してください。）

なお、証拠書類の提出は不要です。

共 通

Q11. 要項の申請要件⑤には「申請日時点で事業を実施しており、かつ今後も事業継続する意思を有していること。」とありますが、今後も事業継続する意思を有しているとは、具体的にどの程度の期間を指しますか。

A11. 少なくとも令和3年度末までは事業継続する意思を有している必要があります。

例えば、申請日時点で、令和4年1月に廃業する予定が有る場合には、支援金を申請することができません。

共 通

Q12. 要項の申請要件⑦には「支援金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。」とありますが、具体的にどのようなことを指しますか。

A12. 支援金の審査にあたり、チェックリストに記載されている提出書類のみでは、支援金の対象か否かの判別がつかないことがあります。

その場合は、チェックリストに記載されている書類とは別の書類の提出を新たに求めたり、提出された書類の内容について、電話で確認を求めたりすることになります。

別の書類の提出を拒否したり、確認の求めに応じなかったりした場合には、要項で定める申請要件を満たさないこととなりますので、ご注意ください。

また、支援金の受給後にも、申請要件を満たしていたか確認するため、書類の追加提出を新たに求めることや、提出された書類の内容について、電話で確認を求めることがあります。書類の追加提出を拒否した場合、また確認の求めに応じなかった場合には、要項の申請要件を満たさないこととなりますので、この場合もご注意ください。

共 通

Q13. 要項の申請要件⑨「県内の商工会、商工会議所および商工会連合会と事業者との間において、施策の案内や各種調査、災害時等の連絡など、県の産業労働行政推進のために必要な情報共有体制を構築するため、申請書に記載の事業者名、住所、連絡先等の情報を提供することに同意すること。また、後日、商工会議所等から申請者に対し情報共有体制の構築にかかる依頼があった場合は、協力すること。」の内容について教えてください。

A13. 県では、事業者向け支援施策の案内や、支援施策立案のための事業者からの情報収集、今年1月の大雪などの災害時の事業者への連絡など、県内の商工会、商工会議所および商工会連合会（以下「商工会議所等」といいます。）を通じて事業者との情報の共有を図ることとしています。

具体的には、商工会議所等が開設した公式のSNSに、各事業者の代表者が参加する方法により、情報の共有を図る予定としております。

そのため、申請書に記載の情報を県から商工会議所等に提供することに同意していただくとともに、後日、商工会議所等から開設したSNSへの参加を依頼させていただく予定です。

共通

Q13-2. SNSを使用していませんが、県内の商工会議所等に対し申請書に記載の事業者名、住所、連絡先（電話、FAX）を提供することに同意する必要がありますか。

A13-2. 事業者がSNSを使用している方がいない場合には、商工会議所等よりFAXやメール等のSNS以外の手段により、情報の共有を図ることを検討します。

については、商工会議所等から各事業者に対し、FAXやメール等を用いた情報の共有について依頼させていただきますので、申請書に記載の情報を商工会議所等に提供することについて同意していただく必要があります。

3. 売上の計算方法について

共通

Q14. 要項の申請要件③には「令和3年1月から9月までの何れか1月の売上が前々年または前年の同じ月と比べ30%以上減少していること。」とありますが、ここでの売上とは、具体的に何を指しますか。

A14. 今回の支援金における売上とは、経費を差し引く前の収入額のことを指します。なお、原則、国や自治体からの給付金、補助金、助成金等は含める必要はありませんが、令和3年8月と9月の売上については、福井県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を含めてください。令和3年8月の時短営業に対する協力金は、令和3年8月の売上に、令和3年9月の時短営業に対する協力金は、令和3年9月の売上にそれぞれ含めてください。

Q14-2. 令和3年8月と9月の売上については、福井県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を含めるとのことですが、同協力金の申請はしましたが、まだ受給していません。この場合でも令和3年8月と9月の売上に同協力金を含めないといけませんか。

A14-2. 福井県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金は、時短営業により減少した売上に補填するためのものですので、今回の支援金においては、令和3年8月と

9月の売上に含めていただく必要があります。同協力金を申請している場合は、受給していない状態でも、同協力金の申請額を令和3年8月と9月の売上に含めてください。

共通

Q14-3. 決算日が月の途中（2月20日等）の場合、1月の売上は当月21日から翌月20日までとして計算すればよいですか。

A14-3. 今回の支援金における1月とは、月初から月末まで（1日から31日まで）とします。よって、決算日が月の途中の場合は、月初から月末までの売上が分かる部分の帳簿の写しを提出してください。（例：1月21日から2月20日までの帳簿の写しと2月21日から3月20日までの帳簿の写し等）申請書には、申請月の月初から月末まで売上の合計額を記入してください。

個人事業主

Q15. 所得税の確定申告を事業収入と給与収入の両方で申告していますが、売上には事業収入と給与収入の両方を含めるのですか。

A15. 所得税の確定申告を事業収入と給与収入の両方で申告している場合、売上は事業収入のみ含め、給与収入は含めません。

よって、令和3年1月から9月までの何れか1月の事業収入と令和2年または令和元年（平成31年）の同じ月の事業収入とを比較し、**30%以上**減少している場合は、支援金を申請することができます。

個人事業主

Q16. 所得税の確定申告を事業収入と不動産収入の両方で申告していますが、売上には事業収入と不動産収入の両方を含めるのですか。

A16. 所得税の確定申告を事業収入と不動産収入で申告している場合、売上は事業収入に不動産収入を加えた額になります。

よって、令和3年1月から9月までの何れか1月の事業収入に不動産収入を加えた額と、令和2年または令和元年（平成31年）の同じ月の事業収入に不動産収入を加えた額とを比較し、**30%以上**減少している場合は、支援金を申請することができます。

個人事業主

Q17. 所得税の確定申告を給与収入と雑収入の両方で申告しています。業務委託契約にかかる売上が全体の5割以上を占めていることが申請要件となっていますが、全体には給与収入と雑収入の両方を含めるのですか。

A17. 全体を算出するにあたっては、令和2年分所得税確定申告書第1表に記載されている給与収入と雑収入のうち公的年金等を除いた部分を合計します。

4. その他

共通

Q18. 支援金申請書類チェックリストの添付書類(1)に「令和3年1月から9月までの何れか1月の売上が前々年または前年の同じ月と比べ**30%以上**減少していることが分かる帳簿の写し」とありますが、ここでの帳簿とは、具体的にどのようなものを指しますか。

A18. 今回の支援金における帳簿とは、事業上の取引や売上が記載されたもので、決算書作成の基礎となるものを指します。今回の支援金では、特に様式を定めておりませんが、月単位の売上が分かる帳簿の写しを提出してください。

個人事業主

Q19. 公的年金を受給していますが、事業所得が20万円以下のため、所得税の確定申告をしておらず、所得税確定申告書第1表の写しがありません。所得税確定申告書第1表の写しの代わりに、市民税・県民税申告書の写しを提出してもいいですか。

A19. 所得税の確定申告をする必要のない方については、市民税(町民税)・県民税申告書の写しの提出も可とします。なお、所得税の確定申告をする必要がある方については、所得税確定申告書第1表の写しを提出していただく必要がありますのでご了承ください。

共通

Q20. 支援金は申請からどのくらいの期間で給付されますか。

A20. 提出書類に不備が無く、内容についても疑義が無い場合には、申請を受け付けてから概ね3週間での給付となります。

共通

Q21. 支援金の給付が決定した場合、通知が送られてきますか。

A21. 要項では、支援金の給付を決定した場合には、支援金を給付することにより通知に代える旨を定めています。よって、通知を送付することはありませんのでご了承ください。

支援金の給付決定の有無については、通帳の記帳によりご確認ください

振込依頼人名はフクイケンケイゾクシエンキンジムキョクと表示され、1回の給付額は5万円から60万円までの何れかです。

なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない月については給付対象外または給付額が10万円から5万円に減額されるため、申請書に記載の金額と実際の給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

共通

Q22. 申請書類の審査の結果、支援金を給付しない旨を決定した際には、申請書類は返送されますか。

A22. 支援金を給付しない旨を決定した際には、申請書類は返送しません。また支援金の給付を決定した際にも申請書類は返送しませんので、申請書類の提出時には、必ず控えをとり保管ください。

創業特例

Q23. 令和2年10月15日に創業したため、平成31年1月から令和2年9月の売上がなく、要項の申請要件③「令和3年1月から9月までの何れか1月の売上が前々年または前年の同じ月と比べ30%以上減少していること。」を満たしていません。この場合、特例はありますか。

A23. 令和2年9月2日から令和3年7月31日までに創業した事業者については、特例措置を設けております。詳細については、13ページ以降の「中小企業者等事業継続支援金 創業特例について」をご覧ください。

創業特例

Q24. 創業日の定義を教えてください。

A24. 法人の場合は、法人設立届出書の設立年月日に記載の日付を創業日とします。また個人事業主の方の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の開業・廃業等日に記載の日付を創業日とします。

創業特例

Q25. 通常の場合、給付額は**最大6か月分（最大60万円）**ですが、創業特例の場合、給付額が**最大1か月分（5万円または10万円）**である理由を教えてください。

A25. 今回の支援金では、令和3年1月から9月までの何れか1月の売上と前々年または前年の同じ月の売上を比べることを原則としております。前々年または前年の同じ月の売上と比べることのできない場合に特例措置として、創業特例を認めているため、通常の場合の最小給付額である**1か月分（5万円または10万円）**に合わせて、創業特例の給付額を最大**1か月分（5万円または10万円）**としています。

共通

Q26. 令和2年8月1日に創業したため、**令和3年9月8日の支援金の制度改正前に創業特例で申請し、令和3年2月の売上減少分として10万円を受給しました。今回の制度改正により、令和3年8月と9月の売上が、それぞれ30%以上減少している場合、追加で2か月分（10～20万円）の申請をすることはできますか。**

A26. **令和3年9月8日の**支援金の制度改正前に創業特例で受給し、制度改正後に創業特例に該当しなくなったため、通常の申請をする場合、これまでに受給した月を除いて申請することができます。よって、上記の場合、通常の申請として令和3年8月と9月の2か月分（**10～20万円**）の申請をすることができます。

なお、制度改正前後で創業特例しか該当しない場合（創業日が令和2年9月2日以降の場合）、創業特例の給付額は最大**1か月分（5万円または10万円）**のため、すでに改正前の創業特例により支援金を申請し、給付を受けている場合は申請ができません。

法人

Q27. 令和3年8月1日に法人成り（個人事業主から法人に変更）したため、令和3年7月31までの創業者が対象となる創業特例には該当しません。この場合、何か特例はありますか。

A27. 令和2年9月2日以降に法人成りした事業者については、要項で定める申請要件に加え、次の要件を全て満たしている場合に限り、支援金を申請することが可能です。申請については、法人の区分で申請してください。

- ①法人成り前（個人事業主時）の事業者と法人成り後の法人の代表者とが同一人物であること。
- ②次の個人事業の開業・廃業届出書の写しを提出すること。
 - ・「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」の欄の設立法人名、代表者名、法人納税地および設立登記が記入されているものであること

③次の法人設立届出書の写しを提出すること。

- ・「設立の形態 1 個人企業を法人組織とした法人である場合」の欄に○が付けられているものであること

①～③の要件を全て満たす場合については、法人成りの前後で同一の事業者とみなしますので、法人成りの前後で該当する月の帳簿の写しを提出してください。

なお、法人成りした事業者で、創業特例の要件にも該当する場合については、創業特例による支援金の申請も可能ですが、その場合の給付額は最大 **1か月分（5万円または10万円）** となります。

個人事業主

Q28. 令和3年9月1日に個人成り（法人から個人事業主に変更）したため、令和3年7月31日までの創業者が対象となる創業特例には該当しません。この場合、何か特例はありますか。

A28. 令和2年9月2日以降に個人成りした事業者については、要項で定める申請要件に加え、次の要件を全て満たしている場合に限り、支援金を申請することが可能です。申請については、個人事業主の区分で申請してください。

- ①個人成り前（法人時）の代表者と、個人成り後の事業者とが同一人物であること。
- ②事業廃止届出書の写し（法人分）を提出すること。
- ③個人事業の開業・廃業等届出書の写しを提出すること。

①～③の要件を全て満たす場合については、個人成りの前後で同一の事業者とみなしますので、個人成りの前後で該当する月の帳簿の写し提出してください。

なお、個人成りした事業者で、創業特例の要件にも該当する場合については、創業特例による支援金の申請も可能ですが、その場合の給付額は最大 **1か月分（5万円または10万円）** となります。

個人事業主

Q29. 令和2年12月31日までは会社員として働いていましたが、令和3年1月1日に親から事業を引き継ぎ、現在は個人事業主として事業を行っています。しかし、創業特例で定められている令和3年2月から9月までの売上の合計を8で割った額が、令和3年2月から9月までの何れか1月の売上よりも少ないため、創業特例には該当しません。親から事業を引き継いだ場合について、何か特例はありますか。

A29. 令和2年9月2日以降に親族から事業を引き継いだ事業者については、要項で定める申請要件に加え、次の要件を全て満たしている場合に限り、支援金を申請することが可能です。申請については、個人事業主の区分で申請してください。

- ①民法第725条で定める親族からの事業引き継ぎ（事業承継）であること。
- ②下記の個人事業の開業・廃業届出書の写しを提出すること。（開業にかかる分）
 - ・「届出の区分」の開業の箇所に○が付けられており、かつ事業の引継ぎを受けた場合として、受けた先の住所および氏名が記入されているものであること
- ③下記の個人事業の開業・廃業届出書の写しを提出すること。（廃業にかかる分）
 - ・「届出の区分」の廃業の箇所に○が付けられており、かつ事業を引き継いだ先の住所および氏名が記入されているものであること
 - ・なお、②および③に記入されている住所および氏名については、それぞれの届出者の住所および氏名と整合性が取れているものであること

①～③の要件を全て満たす場合については、事業承継の前後で同一の事業者とみなしますので、事業承継の前後で該当する月の帳簿の写しを提出してください。

なお、親族から事業承継した事業者で、創業特例の要件にも該当する場合については、創業特例による支援金の申請も可能ですが、その場合の給付額は最大 **1か月分（5万円または10万円）** となります。

中小企業者等事業継続支援金 創業特例について

(※申請書の申請日が令和3年10月18日以降のものから適用されます。)

1 概要

令和2年9月2日から令和3年7月31日までに創業した事業者または事業承継により事業を引き継いだ事業者については、下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの全てを満たしている場合に限り、創業特例として支援金の申請が可能です。

なお、令和3年8月1日以降に創業した事業者については、創業特例の対象となりません。

- Ⅰ 中小企業者等事業継続支援金受付申請要項の申請要件で定める「令和3年1月から9月までの何れか1月の売上が前々年または前年の同じ月と比べ30%以上減少していること。」以外の申請要件を全て満たしていること。
- Ⅱ 「2 創業特例申請要件」で定める要件を全て満たしていること。
- Ⅲ 「3 提出書類」で定める書類を提出していること。

2 創業特例申請要件

(1) 創業日が令和2年9月2日から令和2年11月30日までの事業者（創業区分：①～③）

- ・「令和3年1月から9月までの何れか1月の売上」が、「創業日が属する月の翌月から令和2年12月までの売上の合計を、創業日が属する月の翌月から12月までの月数で除した（割った）額」に比べ30%以上減少していること。

(2) 創業日が令和2年12月1日から令和3年7月31日までの事業者（創業区分：④～⑪）

- ・「創業日が属する月の翌月から令和3年9月までの何れか1月の売上」が、「創業日が属する月の翌月から令和3年9月までの売上の合計を、創業日が属する月の翌月から9月までの月数で除した（割った）額」に比べ30%以上減少していること。

※創業特例の場合、申請できる月が令和3年1月から9月までの何れか1か月のみ（最大1か月分）ですので、給付額は1事業者あたり最大1か月分（5万円または10万円）のみとなります。（これまでに創業特例で支援金を受給している場合は、今回の創業特例の給付対象外となりますので、ご注意ください。）

※詳細については次ページの創業区分早見表を確認してください。

※最後のページの比較対象イメージ図を参考にしてください。

創業区分早見表

創業区分	創業日	計算方法
①	R2.9.2～30	R2.10～R2.12の売上の合計 ÷ 3
②	R2.10.1～31	R2.11～R2.12の売上の合計 ÷ 2
③	R2.11.1～30	R2.12の売上の合計 ÷ 1
④	R2.12.1～31	R3.1～R3.9の売上の合計 ÷ 9
⑤	R3.1.1～31	R3.2～R3.9の売上の合計 ÷ 8
⑥	R3.2.1～28	R3.3～R3.9の売上の合計 ÷ 7

創業区分	創業日	計算方法
⑦	R3.3.1～31	R3.4～R3.9の売上の合計 ÷ 6
⑧	R3.4.1～30	R3.5～R3.9の売上の合計 ÷ 5
⑨	R3.5.1～31	R3.6～R3.9の売上の合計 ÷ 4
⑩	R3.6.1～30	R3.7～R3.9の売上の合計 ÷ 3
⑪	R3.7.1～31	R3.8～R3.9の売上の合計 ÷ 2

3 提出書類

- ・ 創業特例により支援金を申請する場合には、下記書類を必ず提出してください。
- ・ なお、下記書類の提出が無い場合は、創業特例は適用されません。

(1) 法人

- ・ 税務署に提出した「法人設立届出書」の写し
※「設立年月日」欄に設立年月日の記載があるものに限りです。
- ・ 「2 創業特例申請要件」で定める売上が記載された帳簿の写し
※帳簿の写しには、該当する各月の売上が分かる箇所に必ず○を付けてください。

(2) 個人事業主

- ・ 税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」のうち開業にかかる分の届出の写し
※「開業・廃業等日」欄に開業年月日の記載があるものに限りです。
- ・ 「2 創業特例申請要件」で定める売上が記載された帳簿の写し
※帳簿の写しには、該当する各月の売上が分かる箇所に必ず○を付けてください。

【参考】比較対象イメージ図

(1) 創業日が令和2年9月2日から令和2年11月30日までの事業者（創業区分：①～③）

年		令和3年												
月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
		何れか1か月の売上（最大1か月）												

年		令和2年											
月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
											創業日の翌月～12月までの月平均の売上		

この2つを比較します。

(2) 創業日が令和2年12月1日から令和3年7月31日までの事業者（創業区分：④～⑪）

年		令和3年												
月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
		創業日の翌月～9月までの何れか1か月の売上（最大1か月）												

年		令和3年												
月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
		創業日の翌月～9月までの月平均の売上												

この2つを比較します。